

令和6年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：国保医療課
担当名：福祉医療・後期高齢者医療担当
内線：3364 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業
S47	ひとり親家庭等医療対策助成費			一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭等医療対策助成費
事業期間	平成4年度～ 法 令	根 拠 ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱等 ひとり親家庭等医療費支給事業実施補助金交付要綱		針路 分野施策	04 0403	子育てに希望が持てる社会の実現 児童虐待防止・社会的養育の充実		SDGsゴール3 SDGsターゲット3-8

1 事業概要 経済的基盤の弱いひとり親家庭等にとって、医療費の負担は経済的、精神的に大きな負担となっている。 そこで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭等にかかる医療費(各種医療保険の負担割合に応じた自己負担金の一部)を助成する市町村に対して補助金を交付する。 また、ひとり親家庭等医療費支給制度について、統一的な償還方式の実施と円滑な運営を図るため、医師会等に補助金を交付する。 市町村事業費補助 323,353千円	5 事業説明 (1) 事業内容 対象者：ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童とその父、母又は養育者 所得制限：児童扶養手当制度の一部支給の所得制限限度額 ※児童扶養手当では、「全部支給」と所得に応じて全部支給されない「一部支給」とがあり、それぞれ扶養親族の数により所得制限額が設けられている。 (扶養親族1人の場合：所得限度額246万円 年収約385万円) 対象者の自己負担金：通院1,000円/月、入院1,200円/日(ただし、市町村民税非課税者は免除) ア 市町村事業費補助 各市町村が対象者に支給した医療費助成金に対して、ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱により補助金を交付する。 イ 医師会等事務費補助 保険医療機関等がひとり親家庭等医療費支給事業のために発行した証明書等の件数に応じ、ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱により埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会に対して補助金を交付する。
2 事業主体及び負担区分 (県1/2)市町村1/2、(県5/12)市町村7/12 (県1/3)市町村2/3、(県1/6)市町村5/6	(2) 負担率 財政力指数1以下の市町村数 県1/2、市町村1/2(令和5年度 58市町村→令和6年度 58市町村) 財政力指数1超1.1未満の市町村数 県5/12、市町7/12(令和5年度 2市1町→令和6年度 2市1町) 財政力指数1.1以上の市町村数 県1/3、市2/3(令和5年度 1市→令和6年度 1市) さいたま市の補助率 県1/6、市5/6
3 地方財政措置の状況 なし	(3) 事業効果 ひとり親家庭等の経済的負担が軽減され、生活の安定と自立に寄与する。 【活動指標(アウトプット)】 ひとり親家庭等への医療費助成を実施する63市町村に助成額の一部を補助する (市町村事業費補助1,327,799千円)。 【成果指標(アウトカム)】 80,571名の対象者(令和6年度受給者数)に対し、市町村による医療費助成が実施され、ひとり親家庭等の経済的負担が軽減される。
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円	

予算額		財源内訳					一般財源	補正後の予算額
決定額	323,353						323,353	1,328,096
現計額	1,004,743						1,004,743	

事業内訳書

事業名	ひとり親家庭等医療対策助成費		
単位事業名	ひとり親家庭等医療対策助成費	予算額	323,353千円

○歳入

(単位 : 千円)

款・節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
一般財源	323,353	—	
合計	323,353	—	

○歳出

(単位 : 千円)

節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
負担金、補助及び交付金	323,353	—	市町村事業費補助 323,353千円
合計	323,353	—	